◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合安全衛生管理遵守義務

昭和 63 年 4 月 1 日

改正　平成 5 年 4 月 1 日　　令和 8 年 10 月 1 日
平成 11 年 3 月 31 日

（趣旨）

第１条　この遵守義務は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 12 条の 2 の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合に勤務する職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

（所属長の責務）

第２条　所属長は、職員の安全及び健康に留意し、災害防止のため安全施設及び快適な職場環境の整備並びに健康の維持増進に必要な措置を講じなければならない。

2　所属長は、職務（公務災害の発生防止、職場巡視及び健康管理に限る。）を補助させるため、職員のうちから安全衛生担当者を指名しなければならない。安全衛生担当者には、課長補佐相当職以上の職員を指名するものとする。

3　所属長は、職務を補助させるため、職員のうちから安全衛生推進者を指名しなければならない。安全衛生推進者には、副主幹相当職以上の職員を指名するものとする。

（安全衛生担当者の責務）

第３条　安全衛生担当者は、所属長の職務代理者として、安全衛生推進者等と連携し、公務災害の発生防止、職場巡視等を行わなければならない。

2　安全衛生担当者は、所属長の指揮監督の下、ハラスメント防止、メンタルヘルス対策その他の職場環境改善を行わなければならない。

（安全衛生推進者の責務）

第４条　安全衛生推進者は、所属長の指揮監督の下、職員の安全及び健康に留意し、災害防止のため安全施設及び快適な職場環境の整備並びに健康の維持増進に必要な措置を講じなければならない。

（職員の意見を聞くための措置）

第５条　所属長、安全衛生担当者及び安全衛生推進者は、職場環境の改善や安全衛生に関する職員の意見を反映させるため、必要な措置を行わなければならない。

（健康診断と受診義務）

第６条　職員は、財団法人福井県予防医学協会又は構成市町（福井市、あわら市、坂井市及び永平寺町をいう。）が実施している健康診断を受診しなければならない。

2　そのほか職員に対し必要に応じて予防接種を実施する。

（秘密の保持）

第７条　健康診断、面接指導、心理的な負担の程度を把握するための検査その他の健康管理の事務に従事した職員は、その実施に関して知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

（その他）

第８条　この遵守義務に定めるもののほか、職員の安全管理及び衛生管理に関し必要な事項は別に定

める。

附　則

この遵守義務は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年４月１日）

この遵守義務は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成 11 年３月 31 日）

この遵守義務は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則（令和８年 10 月１日）

この遵守義務は、令和８年 10 月１日から施行する。